

諮問番号：平成 29 年度諮問第 3 号

答申番号：平成 29 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

熊本市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法第 23 条に基づく時効を理由とした児童手当支給事由消滅に関する処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 28 年 11 月 24 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

熊本地震もあり、通常であれば出来る事も出来ない状況にあったため、現況届を提出できなかったから、本件処分の取消し、支給事由が消滅した期間の受給資格の付与又は処分の 2 か月延長を求める。

2 審査庁

（1）結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

（2）理由

審理員意見書に記載のとおり、処分庁は法令及び通知等に規定する手続きに基づき本件処分を行っており、何ら違法又は不当な点は見当たらない。

地震により現況届を提出できなかったとする審査請求人の主張は、反論書の提出がなく、被災状況を詳細かつ客観的に判断するために必要な説明がないため採用することができない。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

（1）本件に係る法令等の規定について

本件処分に係る児童手当の事務については、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、「児童手当に係る時効および児童手当現況届の未提出分について」（昭和48年1月26日児手第6号厚生省児童家庭局児童手当課長通知。以下「課長通知」という。）、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「ガイドライン」という。）、「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」（平成24年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡。以下「事務連絡」という。）及び「平成28年（2016年）熊本地震による被災者等に対する児童手当の認定等について」（平成28年4月19日府子本第284号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知。以下「熊本地震通知」という。）に基づいて行われている。

（2）審査請求人に対する本件処分について

審査請求人は、提出期限である平成26年6月30日までに現況届を提出しなかった。そのため、平成26年6月分以降の児童手当の支給が差し止められている。

本件における時効の起算日は、課長通知により支払日の翌日となる平成26年10月16日、時効の完成時点は起算日の2年後の平成28年10月16日である。

処分庁は、審査請求人に対し、平成26年8月22日にガイドライン第17条第6項に基づき督促を行い、平成28年8月25日には時効の完成を事前に通知している。

また、処分庁は時効の完成を確認の上、同年10月20日にガイドライン第22条第1項に基づき職権による支給事由の消滅処理を行い、支給事由消滅通知を審査請求人に送付することにより時効の援用を行っている。

本件処分は、法に規定する手続及び通知に基づくものであり、何ら違法又は不当な点は見当たらない。

地震により現況届を提出できなかったとする請求人の主張は、被災状況を詳細かつ客観的に判断するために必要な説明がないため採用することができない。

第4 調査審議の経過

平成29年7月31日 審査庁から諮問

同年8月10日 第1回審議

同年8月25日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

審査請求人の主張は、児童手当受給権の時効消滅に関する本件処分について、熊本地震の発生等を理由に、時効期間の延長等を認めて本件処分を取り消すよう求めるものと解される。

そこで、熊本地震の点も考慮に入れて、本件処分の時効に関する判断において違法又は不当な点はないか、本件処分に至る手続において違法又は不当な点はないかについて判断する。

(1) 時効に関する判断について

ア 根拠となる法令、通知等

法第26条は、児童手当受給者に前年の所得状況等の届出（現況届の提出）を義務付けており、この現況届が未提出の場合、法第11条は、「児童手当の支払を一時差しとめることができる」と定めている。

法第23条第1項は、「児童手当の支給を受ける権利」は、「2年を経過したときは、時効によって消滅する」と定めている。

課長通知は、時効の起算日は支払日の翌日、時効の完成時点は起算日から2年を経過した時点としている。

時効消滅する権利の内容について、事務連絡は、基本権（受給権）及び支分権（各支払期月に支払を受ける権利）がともに含まれ、「基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知（支給事由消滅通知書）を行うこと（時効の援用）により消滅」し、これにより、支払が一時差し止められた月分以降の児童手当については支払

義務がなくなるとしている。

熊本地震の被災者等に対する取扱いを示す熊本地震通知は、現況届の添付書類について、請求者本人からの申立書をもって代えることができるとしている。

イ 事実の認定と法令、通知等の適用

これを本件について見ると、審査請求人は、平成26年6月30日まで提出義務のある現況届を提出しなかったため、平成26年6月分以降の児童手当の支払が差し止められており、その後も現況届を提出しなかった。そこで、処分庁は、平成26年10月16日を児童手当の支給事由の消滅日、時効による消滅を理由とする児童手当支給事由消滅通知書を、平成28年10月20日付けで審査請求人に送付している。

法第23条第1項及び課長通知によると、平成26年10月16日が時効の起算日となり、同日から2年を経過した平成28年10月16日が時効完成時点となることから、平成26年10月16日に児童手当の支給事由が時効により消滅したとする処分庁の判断は、法令、通知等に基づくものと認められ、違法又は不当な点はない。

また、処分庁は、児童手当支給事由消滅通知書において、支給が差し止められた期間の児童手当の支払は行わず、今後児童手当を受給するためには新規の申請が必要としており、児童手当の受給権がすべて消滅する旨通知している。これは、時効の完成により基本権すなわち児童手当の受給権が時効により消滅するとしている事務連絡に基づくものと認められ、違法又は不当な点はない。

ウ 審査請求人の主張

審査請求人は、地震の発生もあり通常なら出来る事も出来ない状況にあったため、現況届を提出できなかったと主張している。しかし、処分庁では地震の影響にかかわらず通常業務を行っており、現況届の提出も受け付けられる状態であったというところ、審査請求人は被災状況等に関する資料を提出しておらず、上記主張を裏付ける具体的な説明も全くしていない。さらに、熊本地震通知においても被災者等に対する時効の停止等、時効完成の延期を可能とする取扱いは示されていない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 本件処分に至る手続について

ア 根拠となる法令、通知等

ガイドライン第17条第6項は、「6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行う」としており、第22条は、「児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて」通知書を作成して受給者に送付することとしている。

イ 事実の認定と法令、通知等の適用

これを本件について見ると、処分庁は、現況届が未提出の審査請求人に対し、ガイドライン第17条第6項に基づき、平成26年8月22日、平成27年8月21日、同年9月11日及び平成28年8月25日に現況届提出の督促を行っている。

その後、処分庁は、ガイドライン第22条に基づき、時効の完成時点経過後となる平成28年10月20日付けで、審査請求人に対し支給事由の消滅を通知し、事務連絡に示されたとおり時効の援用を行っていると認められる。

なお、法第23条第1項の「児童手当の支給を受ける権利」の消滅に関し、事務連絡によると、その権利には基本権も支分権も含まれるとされていることから、受給者にその旨をあらかじめ教示することにより、受給権者が予期しない不利益を被ることのないような配慮をする必要もあったと考えられる。この点につき、処分庁は平成28年8月25日の督促の通知において、「時効により児童手当の支給を受ける権利が消滅し、児童手当の支払いができません」と記載している。記載では、いかなる権利が消滅するかは明示されていないが、一般市民であれば、この記載により双方の権利が消滅する旨を理解することは可能であったと考えられる。

よって、処分庁は、法令、通知等に基づき手続を行っており、違法又は不当な点はないと認められる。

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないため棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 谷山 則男